

令和 2 年度病床機能再編支援補助金について

1 病床機能再編支援補助金の概要

地域医療構想の実現を図る観点から、医療機関が病床削減や再編統合を行う場合に、都道府県が給付金を支給する事業（下記の 3 事業）に必要な経費を国が補助するもの。（補助率：国庫10/10）

(1) 病床削減支援給付金

支給対象	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年7月1日時点で、高度急性期機能、急性期機能、慢性期機能（以下、「対象3区分」）のいずれかの稼働病床を1床以上有していること（平成30年度病床機能報告で報告していること）。 ○ 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に対象3区分のいずれかの病床の削減を行う病院、診療所であること。 														
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病床削減後の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における稼働病床数の合計の90%以下であること。 ○ 同一年度内に病床削減病院等の開設者が、同じ構想区域（二次医療圏）内で開設する病院を増床していないこと。 														
支給額の算定方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 削減した対象3区分の稼働病床数×1床あたり単価 （1床あたりの単価は病床稼働率により1,140千円～2,280千円） <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>病床稼働率</th> <th>削減した場合の1床あたり単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50%未満</td> <td>1,140千円</td> </tr> <tr> <td>50%以上60%未満</td> <td>1,368千円</td> </tr> <tr> <td>60%以上70%未満</td> <td>1,596千円</td> </tr> <tr> <td>70%以上80%未満</td> <td>1,824千円</td> </tr> <tr> <td>80%以上90%未満</td> <td>2,052千円</td> </tr> <tr> <td>90%以上</td> <td>2,280千円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一日平均実働病床数以下まで削減する場合は、一日平均実働病床数以下の削減病床については、1床あたり、2,280千円を交付する。 ○ 算定にあたっては、回復期機能への転換病床数及び介護医療院への転換病床数を除く。 	病床稼働率	削減した場合の1床あたり単価	50%未満	1,140千円	50%以上60%未満	1,368千円	60%以上70%未満	1,596千円	70%以上80%未満	1,824千円	80%以上90%未満	2,052千円	90%以上	2,280千円
病床稼働率	削減した場合の1床あたり単価														
50%未満	1,140千円														
50%以上60%未満	1,368千円														
60%以上70%未満	1,596千円														
70%以上80%未満	1,824千円														
80%以上90%未満	2,052千円														
90%以上	2,280千円														

(2) 医療機関統合支援給付金

支給対象	平成30年7月1日時点で、高度急性期機能、急性期機能、慢性期機能（以下、「対象3区分」）のいずれかの病床の削減を伴う統合計画に、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に合意した病院、診療所であること。
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統合病院等のうち1以上の病院が廃止（有床診療所化、診療所化も含む）となること。 ○ 2025年度中までに統合が完了する計画であり、全ての統合関係病院等が計画に合意していること。 ○ 統合関係病院等の対象3区分の総病床数の10%以上削減すること。
支給額の算定方法	病床削減支援給付金と同じ

(3) 病院の債務整理に必要な借入資金に対する支援給付金

支給対象	○ 病院の統合において、統合計画に参加し、統合後に存続している病院であって、統合によって廃止となる病院の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けた病院（以下、「承継病院」）。
支給要件	○ 統合によって廃止となる病院の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けていること。 ○ 金融機関から取引停止処分を受けていないこと。 ○ 国税、社会保険料、労働保険料を滞納していないこと。
支給額の算定方法	○ 令和2年4月1日から令和3年3月31までの間に、承継病院が統合によって廃止となる病院の未返済の債務を返済するために、金融機関から新たに受けた融資に対する利子の総額。 ただし、融資期間は20年、元本に対する利率は年0.5%を上限として算定する。

2 今後のスケジュール等について

- 厚生労働省から10月末に補助金交付要綱（案）が示され、各保健所を通じて対象医療機関に活用希望について照会し、5つの医療機関で活用希望があったところであり、今後、本補助金を活用した各医療機関の病床削減・再編等について、各地域の地域医療構想調整会議で議論するもの。

（国の要綱において、本給付金の交付に当たっては、地域医療構想調整会議及び医療審議会における承認が必要とされていること。）

- 今後のスケジュール（予定）

時期	内容
令和3年2月末まで	<ul style="list-style-type: none">・ 各圏域の地域医療構想調整会議において、地域医療構想を実現するための病床削減・再編であるか議論。・ 医療審議会において、各圏域の地域医療構想調整会議の議論の状況について報告し、意見聴取。・ 医療機関において病床削減に係る医療法上の手続き（開設許可事項変更許可申請又は開設許可事項変更届の提出）
令和3年3月	<ul style="list-style-type: none">・ 医療機関から県へ給付申請書提出・ 県から医療機関へ給付決定、給付

参考 病床機能再編支援補助金の交付スケジュール等について（厚生労働省資料）

病床機能再編支援補助金・各種給付金の交付までのスケジュール案（全体版）

スケジュール



- ※1 地域医療構想調整会議及び都道府県医療審議会の開催時期について
補助金の交付事務を円滑に進める観点から、国の交付決定日までに開催し、意見を聴取することを求める。合わせて、地域医療構想調整会議又は都道府県医療審議会において給付金を受け取ることが適当ではないと判断された場合は、速やかに国へ申請の取り下げを連絡すること。
- ※2 許可病床数の変更を示す書類の写し（開設許可事項変更許可申請の許可書又は開設許可事項変更届出等を想定）について
当該資料は給付申請書の添付書類となるため、給付申請日までに病床削減に係る変更許可又は受理印が押印された届出が必要。
（実際に病床を削減する日付は許可日以降の日付（令和3年3月31日までに限る）でも可）
- ※3 統合に関する計画について
当該資料は給付申請書の添付書類となるため、給付申請日までに全ての統合関係病院等の計画に対する合意が必要。
- ※4 残債引継に関する申し合わせ書、公認会計士等による意見聴取書、統合によって廃止となる病院の残債返済のために新たに受けた融資の貸付契約書について
これらの資料は給付申請書の添付資料となるため、給付申請日までに残債引継に係る申し合わせ、意見聴取の実施、融資契約の締結が必要。

令和2年度地域医療構想を推進するための病床削減支援給付金、統合支援給付金支給対象例

シミュレーション事例

3病院を2病院へ統合するプラン。①A病院に急性期機能を一部集約、②B病院へ回復期機能を集約、③C病院を廃止としている。
下図の条件である場合、統合支援給付金における支給対象病床はB病院において70床。病床削減給付金における支給対象病床は全ての病院で0床となる。

統合前 対象3区分 400床

A病院	病床機能報告稼働病床数
対象3区分	250床
回復期	50床

B病院からA病院へ30床移転 250床⇒280床

A病院からB病院へ50床移転 50床⇒0床

※対象3区分以外から対象3区分へ30床転換は不可

B病院	病床機能報告稼働病床数
対象3区分	150床
回復期	0床

B病院からA病院へ30床移転 150床⇒120床
更に70床削減 120床⇒50床

A病院から50床、C病院から100床をB病院へ移転 0床⇒150床

統合後 対象3区分 330床（10%以上削減）

A病院	統合後許可病床数	統合支援支給対象病床	病床削減支給対象病床
対象3区分	280床	0床	0床
回復期	0床	-	-

対象3区分が30床増加しているため統合支援、病床削減ともに支給対象外

B病院	統合後許可病床数	統合支援支給対象病床	病床削減支給対象病床
対象3区分	50床	70床	0床
回復期	150床	70床削減	-

- ①対象3区分が100床減少しているが回復期が150床増加しており、全体の病床数が増加しているため病床削減支援給付金の支給対象外
- ②対象3区分が100床減少しているがうち30床はA病院へ移転し残るため、移転病床数を差し引いた70床が統合支援給付金の支給対象
統合前対象3区分150床 - 移転病床数30床 - 統合後許可病床数50床 = 支給対象病床70床

C病院	病床機能報告稼働病床数
対象3区分	0床
回復期	100床

C病院からB病院へ100床移転 100床⇒0床

C病院（廃院）	統合後許可病床数	統合支援支給対象病床	病床削減支給対象病床
対象3区分	0床	0床	0床
回復期	0床	-	-

※統合支援給付金は、計画に合意した上で申請した年度、病床削減給付金は実際に病床削減を行い申請した年度となるため、支給タイミングには乖離が生じる

対象3区分が統合前後とも0床であるため統合支援、病床削減ともに支給対象外